

新潟市自転車等放置防止条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市自転車等放置防止条例施行規則（平成5年新潟市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市自転車等放置防止条例（平成5年新潟市条例第24号。以下「条例」という。）実施に関し、必要なことを定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(放置禁止区域の指定)

第3条 放置禁止区域の指定は、自転車等駐車がおおむね整備されたと認められる地域内の次の各号のいずれかに該当する公共の場所について行うものとする。

(1) 自転車等の放置により、歩行者通行、緊急時の災害活動等に支障が生じている場所又は支障が生じるおそれのある場所

(2) 都市の美観を保持するために特に必要と認められる場所

2 前項の規定に基づき指定する禁止区域の範囲は、駅出入口（出入口が複数である場合には、それぞれの出入口）又は自転車等駐車場からおおむね半径300mの範囲とし、さらに周辺の地形、自転車等の放置状況等を勘案し、指定するものとする。

(標識の設置等)

第4条 放置禁止区域内には、規則第2条に規定するもののほか、必要に応じて自転車等の放置を防止するための標識の設置等を行うものとする。

(撤去の作業計画の策定)

第5条 条例第9条及び第10条の規定に基づく放置自転車等の撤去（以下「撤去」という。）に関する作業計画の策定は、各区役所建設課が行うものとする。

2 前項に規定する作業計画の策定にあたっては、必要に応じて警察等関係機関と協議するものとする。

(撤去の際の措置)

第6条 撤去を行う場合には、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

(1) 撤去作業開始前及び撤去作業中にスピーカー等による撤去を行う旨の広報

(2) 放置自転車等に対する警告札（別記様式第1号）の取付け

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自転車等については警告札の取付けを行わないものとする。

(1) 放置自転車等が私有地に入っていた場合

(2) 放置自転車等の付近に利用者等がいることが確認でき、警告、指導等の後、すぐに移動されると認められる場合

(撤去の基準)

第7条 撤去は、次の各号に掲げる場所においては、当該各号に規定する基準により行うものとする。

(1) 放置禁止区域内の公共の場所 警告札取付けの1～2時間程度後に撤去

(2) 放置禁止区域外の公共の場所 警告札取付けの7日程度後に撤去

(撤去標示板等の設置)

第8条 放置禁止区域内で撤去を行うためには、次に掲げる事項を表示する掲示板等を設置するものとする。放置禁止区域外において撤去を行った場合にも同様の掲示板等を設置するものとする。

(1) 撤去を実施していること

(2) 撤去した自転車等の返還方法

(3) 保管期間（規則第7条第6号の返還を行う期間をいう。）

(4) 撤去した自転車は保管期間経過後に処分すること

(5) その他撤去した自転車の所有者が返還を申し出るのに必要な事項

(撤去した自転車等の保管期間)

第9条 撤去した自転車等の保管期間は、自転車等撤去後の告示による返還を開始する日から6ヶ月間とする。

(保管整理票の取付け)

第10条 撤去して自転車等については、保管台帳の台帳番号を記入した整理票を取り付けたうえで、善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

(自転車等所有者の調査)

第11条 撤去し、保管した自転車等については、次に掲げる調査により、当該自転車等の所有者の調査を行うものとする。

(1) 自転車等本体に明示された所有者の住所、氏名、電話番号等による調査

(2) 防犯登録番号及びナンバープレートによる照会調査

(3) その他所有者を確認するために必要な調査

2 前項第2号に規定する照会調査は、関係警察署に対し保管台帳写しを送付し、行うものとする。

(所有者への通知)

第12条 前条第1項に規定する所有者の調査により所有者が判明した場合には、自転車等返還通知書(別記様式第2号。以下「返還通知書」という。)により、当該所有者に対し速やかに通知しなければならない。

(所有者の再調査)

第13条 前条に規定する返還通知書により所有者に通知し、当該返還通知書が返送された場合には、速やかに所有者の再調査、再通知等を行い、自転車等の返還に努めるものとする。

(自転車等返還の確認)

第14条 撤去した自転車等について返還の申し出があったときには、自転車等の返還を申し出た者(以下「返還申請者」という。)に、次に掲げるものを提出させ、返還申請者の身元及び返還を受けべき利用者等であることを確認しなければならない。

(1) 運転免許証、健康保険証その他返還申請者の身元を確認できるもの

(2) 自転車の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者等であることを確認できるもの

(費用の免除)

第15条 盗難車であることが判明した自転車等の返還については、条例第12条ただし書の特別の理由があると認める場合に該当し、費用を徴収しないものとする。ただし、利用者等に返還する際に盗難にあった自転車等である旨の申し出があっても、警察署に盗難届が出された日が当該自転車等が撤去された日以降である場合には、この限りでない。

(実施細目)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、土木部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。ただし、第5条から第16条までの規定は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。